

総社市告示第107号

総社市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定基準等に関する要綱（平成28年総社市告示第131号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月26日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(費用)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定第1号事業の利用者は、第1項の規定による請求があったときは、当該総合事業に係る費用の100分の10（当該利用者が法第59条の2第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、100分の20、<u>同条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、100分の30</u>）に相当する額を、当該指定第1号事業を実施した第1号事業者に支払うものとする。</p> <p>4 市長は、前項の請求の内容を審査した上、当該総合事業に係る費用の100分の90（当該利用者が<u>法第59条の2第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、100分の80、同条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、100分の70</u>）に相当する額を、当該利用者に代わり当該第1号事業者に支払うものとする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>別表第1（第4条・第5条関係）</p> <p>指定第1号事業サービス費用額（費用単位数，単価）</p>	<p>(費用)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定第1号事業の利用者は、第1項の規定による請求があったときは、当該総合事業に係る費用の100分の10（当該利用者が法第59条の2に規定する一定以上の所得を有する第1号被保険者（以下「<u>一定所得者</u>」<u>という。</u>）である場合にあつては、100分の20）に相当する額を、当該指定第1号事業を実施した第1号事業者に支払うものとする。</p> <p>4 市長は、前項の請求の内容を審査した上、当該総合事業に係る費用の100分の90（当該利用者が<u>一定所得者である場合にあつては、100分の80</u>）に相当する額を、当該利用者に代わり当該第1号事業者に支払うものとする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>別表第1（第4条・第5条関係）</p> <p>指定第1号事業サービス費用額（費用単位数，単価）</p>

改正後			改正前		
サービス名	費用単位数	1 単位当たりの単価 (円)	サービス名	費用単位数	1 単位当たりの単価 (円)
旧介護予防訪問サービス	1 訪問型サービス費Ⅰ 1,168 単位(1 月につき) 2 訪問型サービス費Ⅱ 2,335 単位(1 月につき) 3 訪問型サービス費Ⅲ 3,704 単位(1 月につき) 注 1 利用者に対して、旧介護予防訪問サービス事業所(総社市旧介護予防訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則(以下「旧介護予防訪問規則」という。)第 4 条第 1 項に規定する旧訪問サービス事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護(旧介護予防訪問規則第 3 条に規定する旧訪問サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。 (1)訪問型サービス費Ⅰ 介護予防サービス計画(法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)において 1 週に 1 回程度の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者 (2)訪問型サービス費Ⅱ 介護予防サービス計画において 1 週に 2 回程度の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者	10.0	旧介護予防訪問サービス	1 訪問型サービス費Ⅰ 1,168 単位(1 月につき) 2 訪問型サービス費Ⅱ 2,335 単位(1 月につき) 3 訪問型サービス費Ⅲ 3,704 単位(1 月につき) 注 1 利用者に対して、旧介護予防訪問サービス事業所(総社市旧介護予防訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則(以下「旧介護予防訪問規則」という。)第 4 条第 1 項に規定する旧訪問サービス事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護(旧介護予防訪問規則第 3 条に規定する旧訪問サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。 (1)訪問型サービス費Ⅰ 介護予防サービス計画(法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)において 1 週に 1 回程度の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者 (2)訪問型サービス費Ⅱ 介護予防サービス計画において 1 週に 2 回程度の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者	10.0

改正後			改正前		
	<p>(3) 訪問型サービス費Ⅲ 介護予防サービス計画において (2) に掲げる回数を超えて旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に掲げる区分である者)</p> <p>2 <u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第78号)第33条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号。以下「旧利用者告示」という。)</u>第74号の規定により準用する同告示第2号の規定に該当するサービス提供責任者(旧介護予防訪問規則第4条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)を配置している旧介護予防訪問サービス事業所において、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</p> <p>3 旧介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは旧介護予防訪問サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は旧介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問</p>			<p>(3) 訪問型サービス費Ⅲ 介護予防サービス計画において (2) に掲げる回数を超えて旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に掲げる区分である者)</p> <p>2 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)第74号の規定により準用する同告示第2号の規定に該当するサービス提供責任者(旧介護予防訪問規則第4条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)を配置している旧介護予防訪問サービス事業所において、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</p> <p>3 旧介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する<u>養護老人ホーム</u>、同法第20条の6に規定する<u>軽費老人ホーム</u>若しくは同法第29条第1項に規定する<u>有料老人ホーム</u>又は<u>高齢者の居住の安定確保に関する法律(平</u></p>	

改正後		改正前	
	<p>介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。</p> <p>4 <u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 78 号）第 31 条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める地域（平成 24 年厚生労働省告示第 120 号。以下「旧地域告示」という。）に規定する地域に所在する旧介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、特別地域旧介護予防訪問サービス事業訪問介護加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u></p> <p>5 <u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 78 号）第 29 条の規定による改正前の厚生労働</u></p>		<p><u>成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。以下この注において同じ。）若しくは旧介護予防訪問サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は旧介護予防訪問サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。</u></p> <p>4 厚生労働大臣が定める地域（平成 24 年厚生労働省告示第 120 号）に規定する地域に所在する旧介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、特別地域旧介護予防訪問サービス事業訪問介護加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>5 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号）第 1 号の規定に該当する地域に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準（平</p>

改正後		改正前	
	<p>大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号。以下「<u>旧中山間地域告示</u>」という。）第1号の規定に該当する地域に所在し、かつ、<u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示</u>（平成30年厚生労働省告示第78号）第35条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第68号に規定する基準に適合する旧介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。この場合において、同基準第68号中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。</p> <p>6 旧介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が、<u>旧中山間地域告示第2号</u>の規定に該当する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧介護予防訪問規則第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>7 利用者が介護予防特定施設入居者生活</p>		<p>成27年厚生労働省告示第96号）第68号に規定する基準に適合する旧介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。この場合において、同基準第68号中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。</p> <p>6 旧介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が、<u>厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第2号</u>の規定に該当する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧介護予防訪問規則第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>7 利用者が介護予防特定施設入居者生活</p>

改正後		改正前	
	<p>介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は算定しない。</p> <p>8 利用者が一の旧介護予防訪問サービス事業所において旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を受けている間は、当該旧介護予防訪問サービス事業所以外の旧介護予防訪問サービス事業所が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合に、訪問型サービス費は算定しない。</p> <p>9 <u>生活援助従事者研修の修了者（施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者）が身体介護に従事した場合は、当該月において1から3までは算定しない。</u></p>		<p>介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は算定しない。</p> <p>8 利用者が一の旧介護予防訪問サービス事業所において旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を受けている間は、当該旧介護予防訪問サービス事業所以外の旧介護予防訪問サービス事業所が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合に、訪問型サービス費は算定しない。</p>
	略		略
	<p>5 生活機能向上連携加算</p> <p>(1) <u>生活機能向上連携加算（Ⅰ）</u> 100単位</p> <p>(2) <u>生活機能向上連携加算（Ⅱ）</u> 200単位</p> <p>注 次に掲げる区分に従い、<u>所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p>(1) <u>生活機能向上連携加算（Ⅰ）</u> サービス提供責任者が、<u>指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビ</u></p>		<p>5 生活機能向上連携加算 100単位</p> <p>注 <u>利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーショ</u></p>

改 正 後		改 正 前	
	<p>リテーション事業所をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第 117 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。) 又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「医師等」という。)の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした旧介護予防訪問サービス計画を作成し、当該旧介護予防訪問サービス計画に基づく旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行ったときは、初回の当該旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が行われた日の属する月に、1 月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(2) <u>生活機能向上連携加算(Ⅱ)</u> 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所若しくは指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第 78 条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第 116 条に規定する指定介護予防</p>		<p>ンをいう。)を行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした旧介護予防訪問サービス計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該旧介護予防訪問サービス計画に基づく旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行ったときは、初回の当該旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。</p>

改正後		改正前	
	<p><u>通所リハビリテーションをいう。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師等と、利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師等と連携し、当該旧介護予防訪問サービス計画に基づく旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行ったときは、初回の当該旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。</u></p>		
6	<p>介護職員処遇改善加算 注 <u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第78号)第34条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「旧基準告示」という。)第100号の規定により準用する同告示第4号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲</u></p>	6	<p>介護職員処遇改善加算 注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第100号の規定により準用する同告示第4号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>

改正後			改正前		
	<p>げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 137 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p>			<p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 137 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p>	
旧介護予防通所サービス	<p>1 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者，要支援1 1,647 単位</p> <p>(2) 要支援2 3,377 単位</p> <p>注 1 旧介護予防通所サービス事業所（総社市旧介護予防通所サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める規則（以下「旧介護予防通所規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する旧通所サービス事業所をいう。以下同じ。）において，旧介護予防通所サービス事業通所介護（旧介護予防通所規則第 3 条に規定する旧通所サービスの事業をいう。以下同じ。）を行った場合に，それぞれ所定単位数を算定する。ただし，利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数</p>	10.0	旧介護予防通所サービス	<p>1 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者，要支援1 1,647 単位</p> <p>(2) 要支援2 3,377 単位</p> <p>注 1 旧介護予防通所サービス事業所（総社市旧介護予防通所サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める規則（以下「旧介護予防通所規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する旧通所サービス事業所をいう。以下同じ。）において，旧介護予防通所サービス事業通所介護（旧介護予防通所規則第 3 条に規定する旧通所サービスの事業をいう。以下同じ。）を行った場合に，それぞれ所定単位数を算定する。ただし，利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数</p>	10.0

改正後		改正前	
	<p>が、<u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第78号)第4条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。)</u>第15号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。</p> <p>2 旧介護予防通所サービス事業所の旧介護予防通所サービス従業者(旧介護予防通所規則第4条第1項に規定する従業者をいう。以下同じ。)が、<u>旧地域告示</u>に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(旧介護予防通所規則第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>3 <u>旧基準告示第18号</u>に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所において、若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。)に対して旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。</p>		<p>が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。)第15号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。</p> <p>2 旧介護予防通所サービス事業所の旧介護予防通所サービス従業者(旧介護予防通所規則第4条第1項に規定する従業者をいう。)が、<u>厚生労働大臣が定める地域</u>に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(旧介護予防通所規則第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>3 <u>厚生労働大臣が定める基準第18号</u>に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所において、若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。)に対して旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に</p>

改 正 後		改 正 前	
<p>4 利用者が旧介護予防通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は算定しない。</p> <p>5 利用者が一の旧介護予防通所サービス事業所において旧介護予防通所サービス事業通所介護を受けている間は、当該旧介護予防通所サービス事業所以外の旧介護予防通所サービス事業所が旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合に、通所型サービス費は算定しない。</p> <p>6 旧介護予防通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は旧介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該旧介護予防通所サービス事業所に通う者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 事業対象者、要支援1 376単位 (2) 要支援2 752単位</p>			<p>加算する。</p> <p>4 利用者が旧介護予防通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は算定しない。</p> <p>5 利用者が一の旧介護予防通所サービス事業所において旧介護予防通所サービス事業通所介護を受けている間は、当該旧介護予防通所サービス事業所以外の旧介護予防通所サービス事業所が旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合に、通所型サービス費は算定しない。</p> <p>6 旧介護予防通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は旧介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該旧介護予防通所サービス事業所に通う者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 事業対象者、要支援1 376単位 (2) 要支援2 752単位</p>
<p>2 生活機能向上グループ活動加算 100単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生</p>			<p>2 生活機能向上グループ活動加算 100単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生</p>

改正後		改正前	
	<p>活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他旧介護予防通所サービス事業所の旧介護予防通所サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した旧介護予防通所サービス計画（旧介護予防通所規則第39条第1項第2号に規定する旧介護予防通所サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。</p> <p>(2) 旧介護予防通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。</p> <p>(3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動を1週につき1回以上行っていること。</p>		<p>活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他旧介護予防通所サービス事業所の旧介護予防通所サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した旧介護予防通所サービス計画（旧介護予防通所規則第39条第1項第2号に規定する旧介護予防通所サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。</p> <p>(2) 旧介護予防通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。</p> <p>(3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動を1週につき1回以上行っていること。</p>
3	生活機能向上連携加算 200 単位		

改正後		改正前	
<p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、1月につき所定単位数を加算する。ただし、運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき100単位を加算する。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所若しくは指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等が、旧介護予防通所サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の心身の状態を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) 機能訓練指導員等が医師等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p>			

改 正 後		改 正 前	
<p><u>4</u> 運動器機能向上加算 225 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 旧基準告示第 107 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。</p>		<p><u>3</u> 運動器機能向上加算 225 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) <u>厚生労働大臣が定める基準</u>第 107 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。</p>	
<p><u>5</u> 栄養改善加算 150 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者</p>		<p><u>4</u> 栄養改善加算 150 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者</p>	

改正後		改正前	
	<p>に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) <u>当該事業所の従業者として又は外部との連携により</u>管理栄養士を1人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 旧基準告示第108号の規定により準用する通所介護費等算定方法第15号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。</p>		<p>に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 管理栄養士を1人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 厚生労働大臣が定める基準第108号の規定により準用する通所介護費等算定方法第15号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。</p>
6	<p>栄養スクリーニング加算 5単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合する旧介護予防通所サービス事業所の旧介護予防通所サービス従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関す</p>		

改正後		改正前	
	<p>る情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p>		
7	<p>口腔機能向上加算 150 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。 (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置していること。 (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職</p>	5	<p>口腔機能向上加算 150 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。 (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置していること。 (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職</p>

改 正 後		改 正 前	
	<p>員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 旧基準告示第 108 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。</p>		<p>員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 厚生労働大臣が定める基準第 108 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。</p>
	<p><u>8</u> 選択的サービス複数実施加算</p> <p>注 旧基準告示第 109 号に規定する基準（この場合において、同号中「指定介護予防通所介護」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業通所介護」と読み替えるものとする。）に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480 単位</p> <p>(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700 単位</p>		<p><u>6</u> 選択的サービス複数実施加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第 109 号に規定する基準（この場合において、同号中「指定介護予防通所介護」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業通所介護」と読み替えるものとする。）に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480 単位</p> <p>(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700 単位</p>
	<p><u>9</u> 事業所評価加算 120 単位</p> <p>注 旧基準告示第 110 号に規定する基準に適</p>		<p><u>7</u> 事業所評価加算 120 単位</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第 110 号に規</p>

改正後		改正前	
	合しているものとして、市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所において、評価対象期間（旧利用者告示第 82 号に規定する期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り 1 月につき所定単位数を加算する。		定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所において、評価対象期間（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第 82 号に規定する期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り 1 月につき所定単位数を加算する。
	<p><u>10</u> サービス提供体制強化加算</p> <p>注 旧基準告示第 111 号の規定により準用する同告示第 23 号イ及びロの基準（この場合において、同号中「指定通所介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が利用者に対し旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ 1 月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ (ア) 事業対象者，要支援 1 72 単位 (イ) 要支援 2 144 単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ (ア) 事業対象者，要支援 1 48 単位 (イ) 要支援 2 96 単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (ア) 事業対象者，要支援 1 24 単位 (イ) 要支援 2 48 単位</p>		<p><u>8</u> サービス提供体制強化加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第 111 号の規定により準用する同告示第 23 号イ及びロの基準に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が利用者に対し旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ 1 月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ (ア) 事業対象者，要支援 1 72 単位 (イ) 要支援 2 144 単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ (ア) 事業対象者，要支援 1 48 単位 (イ) 要支援 2 96 単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (ア) 事業対象者，要支援 1 24 単位 (イ) 要支援 2 48 単位</p>
	<p><u>11</u> 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 旧基準告示第 112 号の規定により準用する同告示第 4 号の基準（この場合において、</p>		<p><u>9</u> 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第 112 号の規定により準用する同告示第 4 号の基準に適</p>

改正後			改正前		
	<p>同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から10までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から10までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から10までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	10.0		<p>合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から8までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から8までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	10.0
基準緩和通所サービス	<p>略</p> <p>2 介護職員処遇改善加算 注 旧基準告示第112号の規定により準用する同告示第4号の基準(この場合において、</p>	10.0	基準緩和通所サービス	<p>略</p> <p>2 介護職員処遇改善加算 注 厚生労働大臣が定める基準第112号の規定により準用する同告示第4号の基準に適</p>	10.0

改正後			改正前		
	<p>同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「緩和通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た緩和通所サービス事業所が、利用者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1により算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1により算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1により算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	10.0		<p>合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た緩和通所サービス事業所が、利用者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1により算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1により算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1により算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	10.0
短期集中通所サービス	<p>略</p> <p>2 栄養改善加算 150 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、栄養改善サ</p>	10.0	短期集中通所サービス	<p>略</p> <p>2 栄養改善加算 150 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、栄養改善サ</p>	10.0

改正後		改正前	
	<p>ービスを行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) <u>当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置していること。</u></p> <p>(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、作業療法士、理学療法士、介護職員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていると同時に、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) <u>旧基準告示第108号の規定により準用する通所介護費等算定方法第15号の基準に該当しない短期通所サービス事業所であること。</u></p>		<p>ービスを行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 管理栄養士を1人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、作業療法士、理学療法士、介護職員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていると同時に、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) <u>厚生労働大臣が定める基準第108号の規定により準用する通所介護費等算定方法第15号の基準に該当しない短期通所サービス事業所であること。</u></p>
3	<p>口腔機能向上加算 150単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能向上サービスを行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、作業療法士、理学療法士、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔</p>	3	<p>口腔機能向上加算 150単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能向上サービスを行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、作業療法士、理学療法士、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔</p>

改正後			改正前		
	<p>機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>(3)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士, 歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに, 利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5)旧基準告示第 108 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号の基準に該当しない短期通所サービス事業所であること。</p>			<p>機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>(3)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士, 歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに, 利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5)厚生労働大臣が定める基準第 108 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号の基準に該当しない短期通所サービス事業所であること。</p>	
	略			略	

附 則

この告示は, 平成 30 年 10 月 1 日から施行する。